

後期高齢者福祉医療費（マル福）受給者証のご案内

後期高齢者福祉医療費（通称：マル福）受給者証とは？

後期高齢者医療に加入しており、次の要件の*いずれかに*該当の方が医療機関を受診したとき、医療費の自己負担分を支給する証

要件1 寝たきり・認知症高齢者※1で、主たる生計維持者※2が非課税の方

※1：寝たきり・認知症高齢者とは…次の*いずれかに*該当の方

- ・介護保険証の要介護度が4または5と認定された方で、
3か月以上生活介護を継続している方

- ・「ねたきり高齢者等認定基準」により該当と判断される方

※2：主たる生計維持者とは…本人のほか次の*いずれかに*該当する方

- ・本人と同住所地に住民票がある親族等
- ・本人の施設費等の生活費を負担している親族等

要件2 障害者医療の受給資格要件を満たす方（ホームページ参照）

要件3 母子・父子家庭医療の受給資格要件を満たす方（ホームページ参照）

申請方法 ※要件3の方は、保険医療課（電話：0561-56-0617）までご相談ください。

以下の書類を保険医療課医療係あてに提出してください。（郵送可）

① 本人の医療保険の資格が確認できる書類※のコピー

※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの医療保険資格情報画面

② 後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書

③ 所得制限に関する申出書※要件1の方のみ

④ 介護保険証の要介護度と氏名の記載箇所の写し※要件1の方のみ

または、**医師が記入した**「ねたきり高齢者等認定基準」※要件1の方のみ

⑤ 障がい者手帳の等級と氏名の記載箇所の写し※要件2の方のみ

《次ページにも説明があります》



郵便での申請後の流れ

市役所に申請書一式を送付する

↓ 2週間程度

自宅宛に、後期高齢者福祉医療費受給者証が郵送で届く

※資格該当日または申請月1日のどちらか新しい日付から有効の証を送ります。

※申請書一式が市役所に届いた日を申請日とします。

※万が一届かない場合は、必ずご連絡ください。

問合先 長久手市福祉部保険医療課医療係

Tel : 0561-56-0617

Mail : iryo@nagakute.aichi.jp

【参考】

- ・障害者医療費支給制度



https://www.city.nagakute.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/2/13/6932.html

- ・精神障害者医療費支給制度（精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方）



https://www.city.nagakute.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/2/14/6933.html

- ・母子・父子家庭医療費支給制度



<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/hokeniryoka/3/1/1969.html>